（農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法附則第八項の国の貸付金については、なお従前の例による。

（農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三条の規定による改正後の農業信用保証保険法第十一条の規定の適用については、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（次号に規定するものを除く。）」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正）

第五条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

第二十三条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「（同法第五条第一項」を「（同法第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とし、第二十五条を第二十三条とし、第二十六条を第二十四条とする。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正）

第六条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項第二号中「第百二十七条第五項第一号ロ」を「第百二十七条第四項第一号ロ」に改める。

第百二十七条第一項第一号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同項第二号中ホを削り、ヘをホとし、トからリまでをヘからチまでとし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号ホ」を「前項第一号ニ」に、「同項第二号ヘ」を「同項第二号ホ」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第百二十九条中「並びに同項第三号及び第四号」を「及び同項第三号」に改める。

附則第四十条第二項中「第百二十七条第七項」を「第百二十七条第六項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。）に関する経理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「ヘ　附属雑収入」とあるのは、「ヘ　農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。）」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第九条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項を削る。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

第十一条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に、「以下「農業者等」という。）」を「次号において「農業者等」という。）」に、「同条第二項」を「同項第二号」に、「第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条」を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」に改め、同条第三項を削る。

第十二条第二項中「償還期間」の下に「（据置期間を含む。以下同じ。）」を加える。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の一部改正）

第十一条　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「（同法第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

第九条中「償還期間」の下に「（据置期間を含む。次条において同じ。）」を加える。